株主各位

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号 株式会社 リプロセル 代表取締役社長横山 周史

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによる議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申しあげます。

敬具

記

- **1.日 時** 2022年6月24日(金曜日)午前10時 (午前9時より受付開始)
- 2. 場 所 横浜市港北区新横浜三丁目6番15号 新横浜グレイスホテル 7階 リディア

(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。)

- 3. 目的事項 報告事項
- 1. 第20期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第20期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号講案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

第3号議案 取締役4名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

4. 議決権行使のご案内

(1) 書面の郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日(木曜日)午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト (https://www.net-vote.com/) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2022年6月23日 (木曜日) 午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。

スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。(詳細は、3ページ・4ページをご参照ください。)

- (3) 議決権の重複行使の取り扱い
- ①書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ②インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後 に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席数が確保できない可能性があります。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることになりますので、あらかじめご承知くださいますようお願いいたします。

DJ F

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (アドレス https://reprocell.co.jp/) に掲載させていただきます。
- ◎株主様でない代理人及び同伴の方など株主様以外の方はご入場いただけませんのでご注意ください。
- ◎ご出席される株主様向けのお土産はご用意ございませんので、あらかじめご 了承ください。
- ◎株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト

(http://reprocell.co.jp/) に掲載いたしますのでご確認ください。

<決議通知について>

当社では、本定時株主総会の決議通知について、当社ウェブサイト (https://reprocell.co.jp/) に掲載する方法によりお知らせいたしますので、あらかじめご了承くださいますよう、お願い申しあげます (本定時株主総会当日の午後3時以降に掲載する予定です)。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

議決権の行使には、本定時株主総会への出席のほか、 以下の2つの方法がございます。

書面(郵送)で議決権を行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、 お早めにご投兩ください。

行使期限 2022年6月23日 (木曜日) 午後5時到着分まで

2 インターネットで議決権を行使いただく場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。 スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。

行使期限 2022年6月23日 (木曜日) 午後5時まで

詳細は、 次ページを ご参照ください。

議決権の 重複行使の 取り扱い

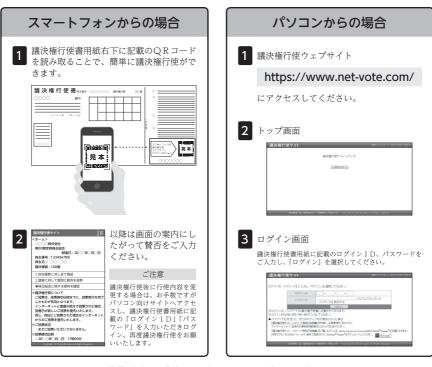
- ■書面(郵送)とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 2 インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は株主様のご負担となります。

※株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使方法について



※携帯電話ではご利用いただけませんのでご了承ください。

●電話(専用ダイヤル)
0120-975-960 (通話料無料)
(受付時間) 午前り時~ 午後5時(土・目・祝日を除く)

※議決権行使書用紙に記載されているログインIDは、本株主総会に限り有効です。

※パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。

※パスワードの再発行をご希望の場合は、上記専用ダイヤルまでご連絡ください。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社の中核事業領域であるiPS細胞は、山中伸弥教授によるヒトiPS細胞の発明以降、世界中で研究が盛んに行われております。

最近では、iPS細胞を活用した病態解明や再生医療への応用など、実用的な研究開発が多く行われるようになりました。2017年には、希少難病の患者から作製したiPS細胞を活用して病態を解明し、新薬候補の治験へつなげた事例が報告され、さらに、再生医療に関しても、iPS細胞を使った加齢黄斑変性、パーキンソン病、虚血性心筋症、脊髄損傷等の臨床研究及び治験が進められております。

当社では、前者のようにiPS細胞を病態解明や創薬研究に使用する事業を「研究支援事業」、後者の再生医療を「メディカル事業」と位置付け、二つのセグメントに分け、推進しております。

研究支援事業では、大学/公的研究機関及び製薬企業等を顧客として、研究試薬や細胞などの研究用製品、iPS細胞作製受託などの研究サービス、及び細胞測定機器を提供しております。研究用途であるため、医薬品のような製造販売承認は必要とされず、新しい技術を比較的短期間で事業化し収益を上げることができる特長があり、現時点では、研究支援事業の売上が全体の60%以上を占めております。当社では、iPS細胞を中心とした幅広い「ヒト細胞ビジネスプラットフォーム」を保有しており、競争優位性の高い製品やサービスを世界中で展開し、短中期の収益の柱として推進しております。

一方、メディカル事業では、現在、脊髄小脳変性症を対象とした再生医療製品ステムカイマル及び、筋萎縮性側索硬化症(ALS)及び横断性脊髄炎を対象としたiPS神経グリア細胞の研究開発を進めております。ステムカイマルの国内第II相臨床試験において、2020年2月に第1例目の被験者への投与を開始し、2021年5月に予定通り全被験者への投与が完了いたしました。引き続き、早期の製造販売承認の取得を目指してまいります。さらに、新たな再生医療事業として、安全性の高い臨床用iPS細胞の受託

作製サービスを開始いたしました。製薬企業向けとして、「GMP-iPS細胞マスターセルバンク」、個人向けとして「パーソナルiPS」の二つを提供しております。

再生医療に関しては、上市までに臨床試験を行い製造販売承認を取得する必要があるため、研究支援事業より事業化に時間が必要とされますが、日本では2014年の法改正により、世界で最も再生医療の産業化に適した環境が整いつつあります。「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(通称薬機法)」では、治験において安全性が確認され、有効性が推定された再生医療等製品に対して早期承認(条件・期限付き承認)を与えることが可能になりました。これにより、患者様に対して新たな治療機会を早期に提供するとともに、治験期間の短縮や治験費用の削減が期待できます。

また、経済産業省の報告書(「平成29年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備「根本治療の実現」に向けた適切な支援のあり方の調査」)によると、再生医療産業のグローバルでの市場規模は2030年で約5~10兆円となっており、今後、巨大市場に成長することが見込まれています。

このように、再生医療を中長期的な成長事業と位置付け、早期の製造販売承認の取得を目指します。

さらに、メディカル事業では、臨床検査受託サービスにも力を入れており、日本では、新型コロナウイルスPCR検査及び臓器移植にかかわるHLA関連検査、インドでは、無侵襲型出生前検査(NIPT)及びがんのコンパニオン診断サービスを実施しております。今後とも新たな検査項目を追加し、事業を拡大してまいります。

短中期的な収益の柱である「研究支援事業」と、中長期的な成長事業である「メディカル事業」の両方を組み合わせることで、短期→中期→長期と、持続的な成長を目指します。

2020年に始まった新型コロナウイルスの感染拡大は、世界各国で続いておりますが、一方、「ウィズコロナ」に向けて行動制限措置の緩和も進んでおります。ただし、今後、新たな変異株の出現等、不透明な状況が継続する可能性があります。

この結果、当連結会計年度の売上高は2,234百万円(前期比73.7%増)、営業損失は647百万円(前期1,048百万円の損失)、経常損失は

507百万円(前期788百万円の損失)、親会社株主に帰属する当期純損失は575百万円(前期812百万円の損失)となりました。

セグメント別の経営成績を示すと、次のとおりであります。

a. 研究支援事業

研究支援事業では、大学/公的研究機関及び製薬企業等の研究所を顧客として、研究試薬や細胞などの研究用製品及びiPS細胞作製受託などの研究サービスを提供しております。最先端技術を集約した製品・サービスを上記研究機関に提供することで、画期的な新薬や治療法の開発に貢献してまいります。現在、世界中の製薬企業では、動物愛護の観点や、ヒトと動物の種の違いによる試験結果の差といった問題点などから「動物実験からヒト細胞実験」への大きなシフトが進んでいます。今後、ヒト細胞実験が普及することで、これまで十数年かかっていた新薬開発のプロセスが大幅に短縮され、さらに、従来と比べて性能の高い新薬が開発できることが期待されています。中でもヒトiPS細胞はその中心的存在として注目を集めており、例えば、アルツハイマー病患者から作製したiPS細胞を研究で使うことで、アルツハイマー病の病態解明及び新薬開発が加速されると期待されています。

当社グループでは、RNAリプログラミング技術及び各種細胞への分化誘導技術など、ヒトiPS細胞に関する世界最先端の技術プラットフォームを保有しており、さらに、がん細胞やヒト組織を医療機関から調達する幅広いネットワークも保有しております。これら技術優位性の高い「ヒト細胞ビジネスプラットフォーム」を最大限活用することで、上記の「動物実験からヒト細胞実験」へのシフトを先取りした事業を進めております。具体的には、iPS細胞研究用の研究試薬製品、患者の組織からiPS細胞を作製する病態モデル細胞の作製、ヒト組織を用いた新薬の薬効薬理試験サービス、ヒト生体試料のバンキングなどがあります。

さらに、上記の研究用製品及び研究サービスに加え、Axion BioSystems社 (米国)の細胞測定機器、及びBlacktrace Holdings社(英国)のシングルセル解析機器などの研究機器の販売を行っております。これらの機器は、当社のiPS細胞及び疾患モデル細胞を創薬スクリーニングに応用するためのものであり、細胞と機器を一元化して販売することで、総合的なソリューションを顧客に提供しております。

新型コロナウイルスのワクチンや治療薬の研究開発が世界中の製薬企業 およびバイオベンチャーで精力的に進められておりますが、患者から採取 した生体試料(血液、血清)は、その重要な研究材料になります。当社で は、米国の医療機関とのネットワーク及び生体試料バンクのノウハウを活用して、新型コロナウイルス患者由来の生体試料を採取し、世界中の製薬企業に提供しております。

この結果、売上高は1,380百万円(前期比15.0%増)、セグメント利益は135百万円(前期比44.5%増)となりました。

b. メディカル事業

再生医療分野においては、ヒト体性幹細胞やヒトiPS細胞の臨床応用を目指した研究が世界中で盛んに行われており、将来、再生医療製品がグローバルで巨大産業に成長することが見込まれています。

特にiPS細胞は、体の様々な細胞に分化させる事が可能であることから、有効な治療法のない難病に対する臨床応用に大きな期待が寄せられています。iPS細胞を医療に応用する場合の最大の技術課題は安全性の確保ですが、当社では、遺伝子変異リスクを最小化し、外来遺伝子やウイルス残存リスクの低い、高品質で臨床応用に適したiPS細胞を作製するRNAリプログラミング技術を開発・保有しております。RNAリプログラミングの技術優位性を活かし、iPS細胞の早期の臨床応用を目指しております。

メディカル事業では以下の事業を推進しております。

(a) 体性幹細胞製品ステムカイマル

ヒト細胞加工製品ステムカイマルは台湾のSteminent Biotherapeutics Inc. (以下、ステミネント社)が開発した再生医療製品であり、当社は脊髄小脳変性症を対象とした日本における独占的商業ライセンス契約を締結しております。

脊髄小脳変性症は、小脳や脳幹、脊髄の神経細胞が変性してしまうことにより、徐々に歩行障害や嚥下障害などの運動失調が現れ、日常の生活が不自由となってしまう原因不明の希少疾患です。ステムカイマルの投与により、症状の進行を抑制する効果が期待されています。ステムカイマルは、腕の血管から静脈注射(点滴)で投与するため、侵襲性が低い治療法になります。

日本国内で、第II相臨床試験を実施しており、2020年2月には、国立学校法人名古屋大学において、第1例目の被験者への投与を開始し、2021年5月に、予定通り全被験者への投与が完了しました。

本治験では、「多施設共同、プラセボ対照、ランダム化、二重盲検、並行群間比較」という非常にエビデンスレベルの高いデザインにおいて安全性と有効性について評価を行っており、早期の製造販売承認の取得を目指しております。なお、本治験は、これまで新型コロナウイルスの影響を受

けることなく、スケジュール通り進んでおります。

台湾では、ステミネント社が第II相臨床試験を完了しており、これまでに重篤な安全性の問題は見られていないことが確認されています。有効性については、現在データの解析が行われています。米国でも、ステムカイマルの治験計画届(IND)がFDAの承認を得ております。

また、日本では、2018年12月に厚生労働省による大臣承認を経て、希 少疾病用再生医療等製品として指定されており、開発に係る経費の助成金 (最大50%)、優遇税制措置、及び優先審査等の支援措置を受けることが できるようになっております。

当社では、病気と闘っている患者様へ少しでも早く新しい治療法が届けられるよう、本プロジェクトを積極的に推進してまいります。

(b) iPS神経グリア細胞製品

iPS細胞から神経グリア細胞を作製し、各種神経変性疾患に対するiPS細胞再生医療製品として研究開発を行っております。本プロジェクトを加速させるため、2018年4月に、米国Q Therapeutics Inc.(キューセラピューティクス、以下、Qセラ社)との間で合弁会社「株式会社MAGiQセラピューティクス」を設立いたしました。Qセラ社は中枢神経系の再生医療に特化したベンチャー企業であり、Qセラ社の創業者である、Mahendra Rao博士はアメリカ国立衛生研究所(NIH)再生医療センターの初代ディレクターも務めた、神経幹細胞の世界的に著名な研究者です。合弁会社では、当社のiPS細胞技術とQセラ社の中枢神経系の技術を組み合わせることで、iPS神経グリア細胞の開発を加速しております。

現在、iPS神経グリア細胞を用いた前臨床試験(動物実験)を公益財団法人実験動物中央研究所と実施しております。また、iPS神経グリア細胞の製造のため「殿町・リプロセル再生医療センター」(神奈川県ライフイノベーションセンター内)の整備を進め、2021年3月に厚生労働省関東信越厚生局より再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づき「特定細胞加工物製造許可」(施設番号:FA3200006)を取得しております。

(c) 臨床用iPS細胞(GMP-iPS細胞マスターセルバンク、パーソナルiPS) iPS細胞による再生医療の研究開発は世界中で精力的に行われており、日本でも、加齢黄斑変性、パーキンソン病、虚血性心筋症、脊髄損傷等の臨床研究及び治験が進められています。再生医療に用いるiPS細胞には高い安全性と品質、さらに各国の医療ガイドラインに準じることが必要とされます。

安全性の高いiPS細胞を作製するためには、iPS細胞を作るプロセスである「リプログラミング」が重要になります。リプログラミング技術は様々報告されていますが、当社では遺伝子変異リスクを最小化し、外来遺伝子

やウイルス残存リスクの低い最先端のRNAリプログラミング技術を開発・保有しております。本技術を利用することで、臨床応用に最適なiPS細胞を作製することができます。

製薬企業向けとして、「GMP-iPS細胞マスターセルバンク」、個人向けとして「パーソナルiPS」の二つを提供しております。

「GMP-iPS細胞マスターセルバンク」では、医薬品製造の規制である GMP(Good Manufacturing Practice)に準拠してiPS細胞を大量製造し、再生医療製品の出発材料として製薬企業等に提供します。当社のiPS細胞は、日米欧の3極の規制に準拠しているため、日米欧で幅広く使用できることが強みになります。

2021年8月、フランスの医薬品製造受託機関(CMO)であるTEXCELLグループ(以下、TEXCELL社)と戦略的業務提携契約を締結いたしました。TEXCELL社は、日米欧のガイドラインに準じたGMPマスターセルバンクの製造受託の経験を豊富に有しており、当社の最先端の臨床用iPS細胞とTEXCELL社の製造技術を組み合わせることで、より信頼性の高いGMP-iPS細胞マスターセルバンクを提供してまいります。

「パーソナルiPS」は、将来の疾患に備え、個人のiPS細胞を作製し保管するサービスです。個人のiPS細胞をあらかじめ作製することで、治療までの期間を短縮でき、さらに免疫拒絶のリスクを最小化した移植治療を実現します。2022年2月、販路拡大のため、関西電力株式会社が運営するECモールサイト「かんでん暮らしモール」に出店いたしました。今後とも積極的に事業を推進してまいります。

2021年6月、臨床用iPS細胞の専用製造施設「Seed iPSC Manufacture Suite (SiMS)」をアメリカ子会社内に開設し、今後の需要増加にも備えております。

(d) 臨床検査受託サービス

2005年に衛生検査所として登録して以来、臓器移植に関わるHLAタイピング及び抗HLA抗体検査等の臨床検査を実施しており、これまで全国300以上の医療機関との取引実績があります。

これらの実績及びノウハウを活かし、2021年3月に、新型コロナウイルスPCR検査を新たに開始いたしました。当社のPCR検査は、陽性・陰性の判定に加え、オミクロン株やデルタ株など複数の変異株を1~2時間程度の短時間で特定できることを特徴としています。通常、変異株の特定にはゲノム解析が用いられており、2日間程度を要しますが、当社の検査では変異株の特定までの時間を圧倒的に短縮できます。現在、医療機関、法人、個人を対象として本検査を拡大しており、日本調剤株式会社との業務提携によって、同社が展開する全国の「健康チェックステーション」でも販売を進めております。さらに、大手ECサイトであるAmazonや楽天

市場でも、本検査の販売を開始いたしました。今後、更なる販路の拡大に 努めてまいります。

さらに、インド子会社では、2021年、母体の血液から高精度に赤ちゃんの染色体異常を調べる無侵襲型出生前検査及び、がんの変異を調べ患者個人に最適な治療法を提供する、がんのコンパニオン診断サービスも開始いたしました。インド子会社で保有している次世代ゲノム解析技術を応用し、今後とも臨床検査事業を拡大してまいります。

この結果、売上高は853百万円(前期比893.8%増)、セグメント損失は62百万円(前期371百万円の損失)となりました。

なお、管理部門にかかる費用など各事業セグメントに配分していない全 社費用等が579百万円あります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資 の総額は48百万円で、主として研究機器の購入に充てられたものです。

③ 資金調達の状況

当社は、新株予約権の行使による払込みにより、総額2,367百万円を調達しております。

④ 継続企業の前提に関する重要事象等

iPS細胞及び再生医療製品等の研究開発及び治験費用が収益に先行して発生する等の理由から、継続的に営業損失が発生しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

しかしながら、当社グループの当連結会計年度末の現金及び預金残高は2,641百万円、短期的な資金運用を行っている有価証券が2,000百万円あり、財務基盤については安定しております。当該状況の解消を図るべく、グローバルな販売基盤を活用した販売促進を積極的に行っております。グループ経営体制の運営効率化のため、投資及びランニング費用を最小限に抑えつつ、地域特性に合わせた営業・マーケティング展開、営業面ならびに技術面での各社間の連携促進を進め、早期の黒字化を目指しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

| 区 | 分 | 第 17 期 (2019年3月期) | 第 18 期 (2020年3月期) | 第 19 期 (2021年3月期) | 第 20 期 (当連結会計年度) (2022年3月期) |
|---------------------------------|-------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 | i(千円) | 1,088,527 | 1,199,909 | 1,286,284 | 2,234,568 |
| 経常損失(△) | (千円) | △627,091 | △891,792 | △788,730 | △507,409 |
| 親会社株主に 帰属する当期 純 損 失 (△) |](千円) | △601,424 | △1,016,520 | △812,572 | △575,094 |
| 1株当たり当期 純損失(△) | | △8.79 | △14.27 | △11.38 | △7.57 |
| 総 資 産 | 千円) | 7,489,998 | 6,553,042 | 6,047,488 | 8,095,322 |
| 純 資 産 | 千円) | 7,071,150 | 6,058,146 | 5,391,055 | 7,250,789 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 99.50 | 84.76 | 75.17 | 88.11 |

②当社の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 17 期 (2019年3月期) | 第 18 期 (2020年3月期) | 第 19 期 (2021年3月期) | 第 20 期 (当事業年度) (2022年3月期) |
|---------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円) | 491,919 | 428,601 | 605,511 | 1,248,256 |
| 経常損失(△)(千円) | △191,174 | △563,659 | △559,360 | △381,835 |
| 当期純損失(△)(千円) | △213,338 | △905,463 | △997,427 | △541,272 |
| 1 株当たり当期 純 損 失 (△) (円) | △3.12 | △12.71 | △13.96 | △7.13 |
| 総 資 産(千円) | 7,655,057 | 6,879,896 | 6,091,009 | 8,189,586 |
| 純 資 産(千円) | 7,411,018 | 6,544,903 | 5,667,893 | 7,548,937 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 104.28 | 91.69 | 79.12 | 91.73 |

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 | 社 | 名 | 資 | 本 | 金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|--|-------------------|---------|-------------|---------------|--------|---------------------------------|--|
| REPRO | CELL U | SA Inc. | | 683万 276百〕 | | 100.0% | ①ヒト生体試料のバンキング 及び提供 ②iPS細胞向け研究試薬の製造・販売 ③iPS細胞による創薬支援サ ービス ④グループ各社製品の販売 |
| REPROCELL Europe Ltd. | | urope | | 6万ポ 489百 | | 100.0% | ①鮮度の高いヒト組織・臓器 を活用した創薬支援サービス (CRO事業) ②3次元培養デバイスの開 発・製造・販売 ③グループ各社製品の販売 |
| | R Cパートナーズ 株式会社 | | | 10百 | 万円 | 100.0% | 投資ファンドの運営・管理他 |
| 株式会社MAGiQ セラピューティクス | | | 28百 | 万円 | 50.0% | 幹細胞製品の開発及び商品化 | |
| Bioserve Biotechnologies India Pvt. Ltd. | | | 百万ル 29百万 | | 100.0% | ①クリニカルリサーチサービス ②バイオアナリシスサービス | |

⁽注) 議決権比率は、間接保有を含んでいます。

(4) 対処すべき課題

1. 全社的課題

技術革新への対応

iPS細胞は世界中で研究競争が行われており、短期間で技術革新が進んでいます。革新的な技術が開発された場合、既存技術は陳腐化し競争力を失います。このため、当社グループとしては、今後とも積極的に技術開発を推進し当分野のマーケットリーダーとなることを目指します。

技術開発については自社開発だけでなく、これまでと同様、大学、公的研究機関、民間企業との連携及び共同開発を中心に進めてまいります。

2. セグメント別課題

(1) 研究支援事業

(a) 多様化する顧客ニーズへの対応

iPS細胞の研究は、大学・公的研究機関及び製薬企業で幅広く行われています。創薬研究は多種多様であるため、幅広いニーズに対応した製品・サービスが求められます。

当社グループでは、研究試薬や細胞などの研究用製品、iPS細胞作製・遺伝子編集・分化誘導などの受託サービス、及び細胞測定機器を幅広く提供することにより、顧客ニーズに対応しております。

(2) メディカル事業

(a) 再生医療製品ステムカイマルの早期承認

脊髄小脳変性症を対象としたステムカイマル第II相臨床試験(日本国内)では、2021年5月に全被験者への投与を完了しており、初回投与後1年間の観察期間を経て終了となります。今後の承認申請には、臨床試験の結果だけでなく、社内体制の整備、及び各種申請資料の準備が必要になります。今後、承認申請に向け、外部専門家の活用も含め、準備を加速してまいります。

(b) iPS細胞を用いた再生医療の早期実現と海外展開

筋萎縮性側索硬化症(ALS)及び横断性脊髄炎を対象とするiPS神経グリア細胞の研究開発に取り組んでおります。

一般的にiPS細胞の再生医療では、がん化のリスクなど安全性の課題が指摘されています。当社グループでは、最先端技術であるRNAリプログラミング法により作製した臨床用iPS細胞を使用することで、安全性の課題を克服します。

また、臨床応用の規制は各国で異なっており、海外展開の一つの課題となっています。当社グループでは、日米欧の規制に対応した臨床用iPS細胞を自社で作製することで、各国の規制に対応していきます。

(5) **主要な事業内容**(2022年3月31日現在)

| 事業内容 | 内容 |
|---------|--|
| | メディカル事業では、(1)再生医療の研究開発、(2)臨床用iPS細胞サービス、(3)臨床検査受託サービスを実施しております。 |
| メディカル事業 | (1) 再生医療の研究開発 再生医療では、台湾のステミネント社から導入したステムカイマルと、iPS細胞から作製するiPS神経グリア細胞の2つの再生医療製品の開発を行っております。 ステムカイマル:ステムカイマルは脊髄小脳変性症を対象とした再生医療製品であり、症状の進行を抑制する効果が期待されています。ステムカイマルは、腕の血管から静脈注射(点滴)で投与するため、侵襲性が低い治療法になります。現在、日本で第II相臨床試験を実施しています。 iPS神経グリア細胞:筋萎縮性側索硬化症(ALS)及び横断性脊髄炎を対象とした研究開発を進めております。現在、前臨床試験を実施しており、製造施設として、再生医療用の細胞加工施設「殿町・リプロセル再生医療センター」を保有しております。 (2) 臨床用iPS細胞作製サービス最先端の「RNAリプログラミング技術」を利用し、安全性が高く、臨床応用に最適な臨床用iPS細胞を作製します。 製薬企業向けとして「GMP-iPS細胞マスターセルバンク」、個人向けとして「パーソナルiPS」の2つのサービスがあります。 (3) 臨床検査受託サービス日本では、2005年に衛生検査所として登録して以来、臓器移植に関連したHLAタイピング及び抗HLA抗体検査等の臨床検査受託サービスを実施しています。また、2021年3月に、新型コロナウイルスPCR検 |
| | 査を新たに開始し、医療機関、法人、個人に幅広く検査を提供しております。 当社のインド子会社であるBioserve Biotechnologies India Pvt. Ltd.では、母体の血液から高精度に赤ちゃんの染色体異常を調べる無侵襲型出生前検査、及び、がんの変異を調べ患者個人に最適な治療法を提供するがんのコンパニオン診断サービスを実施しています。 |

(6) 主要な営業所及び工場(2022年3月31日現在)

① 当社

| 本社・研究所 | 神奈川県横浜市 |
|--------|---------|
|--------|---------|

② 子会社

| REPROCELL USA Inc. | 本社:米国 メリーランド州 |
|--|----------------|
| REPROCELL Europe Ltd. | 本社:英国 グラスゴー |
| R C パートナーズ 株 式 会 社 | 本社:神奈川県横浜市 |
| 株式会社MAGiQ セラピューティクス | 本社:神奈川県横浜市 |
| Bioserve Biotechnologies India Pvt. Ltd. | 本社:インド テランガーナ州 |

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 事 業 区 分 | 従 業 員 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------|----------|-------------|
| 研 究 支 援 事 業 | 70 (0) 名 | △9 (△3)名 |
| メディカル事業 | 7 (20) | △2 (19) |
| 全社(共通) | 21 (3) | 3 (0) |
| 合 計 | 98 (23) | △8 (16) |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|---------|--------|
| 31 (21) 名 | △3 (17名増) | 32.9歳 | 4年7か月 |

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

| 借 | 借入 | | 借 | 入 | 額 |
|------|---------|------|---|----|---------|
| 株式会社 | 吐日本政策 釒 | 金融公庫 | | 80 | 0,000千円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況(2022年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 100,000,000株

② 発行済株式の総数 82,270,891株 (自己株式33,754株を含む)

(注) 新株予約権の行使等により、発行済株式の総数は、10,603,500株増加しております。

③ 株主数

42.611名

④ 大株主(上位10名)

| 株 | 主 | 4 | 各 | 持 | 株 | 数 | 持 | 株 | 比 | 率 |
|-----|-----------|-------|----|---|------|-----|---|---|----|-----|
| 上田八 | 木短資格 | 完 式 会 | 社 | | 2,60 | 0千株 | | | 3. | 16% |
| 株式会 | 会社 S B | I 証 | 券 | | 1,66 | 0 | | | 2. | 02 |
| 横 | Ц | 周 | 史 | | 1,01 | 4 | | | 1. | 23 |
| 五十 | 畑 | 輝 | 夫 | | 82 | 13 | | | 1. | 00 |
| SMB | C日興証券 | 株式会 | 社 | | 62 | .8 | | | 0. | 76 |
| マネッ | クス証券 | 朱式会 | 社 | | 52 | 1 | | | 0. | 63 |
| 中立 | <u>t</u> | 憲 | 夫 | | 50 | 00 | | | 0. | 60 |
| auカ | ブコム証券 | 株式会 | 注社 | | 44 | 7 | | | 0. | 54 |
| | STREET BA | | | | 35 | 57 | | | 0. | 43 |
| 松井 | 証 券 株 | 式 会 | 社 | | 34 | 6 | | | 0. | 42 |

- (注)持株比率は自己株式(33.754株)を控除して計算しております。
 - ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

<譲渡制限付株式報酬>

当社は、当社の取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、2017年6月23日に開催した定時株主総会において承認を得た金額(年額120百万円以内 [うち社外取締役20百万円以内])の範囲内で金銭報酬債権(各取締役に対し支給する金銭報酬債権額は、当該取締役の、会社への貢献度、役割の重要性、責任範囲等を考慮し、取締役会において決定します。)を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。なお、取締役に対し各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限は300,000株

(うち社外取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は50,000 株)です。

譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び当社との間で別途当社が指定する内容の譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

なお、当該譲渡制限付株式割当契約には、1年から5年間までの間で当 社取締役会が定める期間(譲渡制限期間)、当該譲渡制限付株式につき、 第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈そ の他一切の処分行為をすることができないこと、並びに、譲渡制限期間が 満了する前に当社の取締役又は従業員及び当社の子会社の役員又は従業員 のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理 由がある場合を除き、当社が、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株 式を当然に無償で取得する旨の内容が含まれます。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

| | 株 | 式 | 数 | 交付対 | 象者数 |
|----------------|---|-----|--------|-----|-----|
| 取締役(社外取締役を除く。) | | 104 | 4,000株 | | 3名 |

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況 2021年6月1日開催の取締役会決議に基づき、2021年6月17日に行 使価額修正条項付き第15回新株予約権(第三者割当て)を発行し、同日

付で当該新株予約権の発行価額の総額の払込みが完了し、割当てを行っております。

行使価格修正条項付き第15回新株予約権(第三者割当て)の内容は、 以下のとおりです。

| 発行新株予約権数 | 145,000個 |
|--------------|---|
| 発行価額 | 第15回新株予約権1個当たり122円 |
| 7011 IM IX | (総額17.690.000円) |
| 当該発行による潜在株式数 | 14.500.000株 |
| 当欧元月による信任休氏数 | (新株予約権1個につき100株) |
| 行使価額 | 当初行使価額:371円 |
| 117文画镇 | 〒初刊民画領・37117 行使価額は、本新株予約権の各行使請求 |
| | 1]使価額は、本利休子利権の各1度請求 の効力発生日の前取引日の東京証券取 |
| | 引所における当社普通株式の普通取引 |
| | 5月月にわけるヨ社音通休式の音通収51 の終日の売買高加重平均価格の92%に |
| | 1 |
| | 相当する金額に修正されますが、その価 |
| | 額が下限行使価額を下回る場合には、下 |
| | 限行使価額を修正後の行使価額としま |
| del Maria | す。 |
| 割当先 | SMBC日興証券株式会社 |
| ┃ 資金使途 | ① ステムカイマル(脊髄小脳変性症) |
| | の治験及び承認に係る諸費用 |
| | ② iPS神経グリア細胞の適用拡大に係る |
| | 費用 |
| | ③新規事業であるiPS細胞作製ビジネス |
| | (GMP-iPS細胞マスターセルバン |
| | ク及びパーソナルiPS)の立ち上げ |
| | に係る費用 |
| | ④ 新規パイプラインの導入及び治験に |
| | 係る費用 |
| | ⑤ 運転資金等 |

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況(2022年3月31日現在)

| 会社における地位 | | | В | ŧ | 2 | 名 | 担当及び重要な兼職の状況 | | | |
|----------|----|-----|----|-----|---|---|--------------|----|---|---|
| 代表 | ₹耳 | 又 締 | 手役 | と 社 | 長 | 横 | Щ | 周 | 史 | REPROCELL USA Inc. Chairman, Director REPROCELL Europe Ltd. Chairman, Director Bioserve Biotechnologies India Pvt. Ltd. Chairman, Director RCパートナーズ(株) 代表取締役 (株)MAGiQTラピューティクス 代表取締役 |
| 取糸 | 締 | 役 | С | 0 | 0 | Ξ | 井 | 大 | 祐 | REPROCELL USA Inc. Director REPROCELL Europe Ltd. Director Bioserve Biotechnologies India Pvt. Ltd. Director RCパートナーズ(株) 取締役 (株)MAG i Qセラピューティクス 取締役 |
| 取翁 | 締 | 役 | С | F | 0 | 赤 | 野 | 滋 | 友 | ㈱MAGiQセラピューティクス 監査役 |
| 取 | | 絣 | Ť | | 役 | Щ | Л | 善善 | 之 | 響きパートナーズ㈱ 代表取締役社長 ㈱デ・ウエスタン・セラピテクス研究所 社外取締役 ㈱カイオム・バイオサイエンス社外監査役 ソレイジア・ファーマ㈱ 社外監査役 |
| 常 | 勤 | 監 | i | 査 | 役 | 柴 | 田 | 千 | 尋 | 公認会計士柴田千尋事務所所長 (株)クリーマ 社外監査役 (株)プラップジャパン 社外監査役 |
| 監 | | 查 | Ē | | 役 | 串 | 田 | 隆 | 徳 | 令和税理士法人 パートナー (㈱フォーデジット 社外取締役 エッジテクノロジー(株) 社外監査役 |
| 監 | | 查 | į. | | 役 | 村 | 井 | 良 | 行 | スマートナレッジ代表 |

- (注) 1. 取締役山川善之氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役柴田千尋氏、串田隆徳氏及び村井良行氏は、社外監査役であります。
 - 3. 常勤監査役柴田千尋氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役串田隆徳氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計 に関する相当程度の知見を有しております。

- 監査役村井良行氏は、メディカル業界及び金融業界に関する相当程度の知見を 有しております。
- 4. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。 2021年6月25日開催の第19回定時株主総会において、新たに赤野滋友氏は 取締役に選任され就任いたしました。
- 5. 当社は山川善之氏、柴田千尋氏、串田隆徳氏、村井良行氏を東京証券取引所の 定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の争訟費用等の損害を填補することとしております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月2日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下「決定方針」といいます。)を以下のとおり決議しております。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当該取締役の意欲を高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とします。当社は、取締役(社外取締役を除く)の報酬を、固定報酬としての基本報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、代表取締役とその他の取締役とで別の体系として、会社への貢献度、役割の重要性、責任範囲、他社水準及び会社の経営状態を総合的に勘案して決定するものとします。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の 決定に関する方針

当社の取締役の業績連動報酬等及び非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、毎年一定の時期に支給することとします。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の額の取締役の個人 別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役会(「e」の委任を受けた代表取締役社長)は、当社と同程度の 事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水 準を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、取 締役の意欲を高めることのできる適正、公正かつバランスの取れた報酬割 合となるよう、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその 具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役 の基本報酬の額の決定とします。社外取締役は、当該権限が代表取締役社 長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長に対し、取締役の個人 別の報酬に関する意見を述べるものとし、代表取締役社長は、当該意見を 得たうえで、役員報酬規程に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容を決 定しなければなりません。 なお、譲渡制限付株式報酬については、当社取締役会が、取締役個人別の割当株式数の前提となる金銭報酬債権額を決議します。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項 取締役の金銭報酬の額は、2003年2月14日開催の創立総会において、 年額200百万円以内と決議されております(使用人兼務取締役の使用人分 給与は含みません)。当該創立総会終結時点の取締役の員数は4名です。 また、当該金銭報酬とは別枠で、譲渡制限付株式報酬の総額は、2017年 6月23日開催の定時株主総会において、年額120百万円以内(うち社外取 締役20百万円以内)と決議されております。当該定時株主総会終結時点 の取締役の員数は4名です。

監査役の金銭報酬の額は、2017年6月23日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長横山周史が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は各取締役の基本報酬の額の決定です。

これらの権限を委任した理由は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当該取締役の意欲を高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れた報酬体系を実現するためには、当社の全事業を統括する立場にある代表取締役社長に個人別の報酬額の具体的内容を決定させることが適当であると判断したためです。

当社取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長において、社外取締役の意見を得たうえで、役員報酬規程に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしており、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、当社取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

二. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分 | 報酬等の総額 | 報酬等の種 | 対象となる 役 員 の 員 数 | | | |
|--------------------|------------|------------|--------------------|--------|---------------------|--|
| 12 貝 丘 刀 | (百万円) | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | 役 員 の 員 数 (名) | |
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 65 (3) | 43 (3) | 21 (0) | _ | 4名 (1) | |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 10 (10) | 10 (10) | _ | _ | 3 (3) | |

(注) 当社は、業績連動報酬等及び非金銭報酬等双方の性格を有する報酬として、取 締役に対し、譲渡制限付株式報酬を交付しております。上記表においては、か かる譲渡制限付株式報酬の総額等を、「業績連動報酬等」に含めて記載しております。

譲渡制限付株式報酬の内容及びその交付状況は、「(1)株式の状況」に記載のとおりです。

各取締役に対し支給する譲渡制限付株式報酬の算定の基礎として選定した指標は、会社への貢献度、役割の重要性、責任範囲等であり、また、当該指標を選定した理由は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当該取締役の意欲を高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れた報酬体系とする当社の決定方針を反映する指標として、上記の各事項が適切であると判断したためです。

譲渡制限付株式報酬の支給を受けた横山周史氏は、当社の代表取締役社長として、当社の全事業を統括する立場として重要な職責を果たし、当社に対し大きな貢献をいたしました。また、同様に譲渡制限付株式報酬の支給を受けた臼井大祐氏は、当社の取締役COOとして、全社営業を統括する立場として重要な職責を果たし、当社に対し大きく貢献をいたしました。また、同様に譲渡制限付株式報酬の支給を受けた赤野滋友氏は、当社の取締役CFOとして、全社財務を統括する立場として、当社に対し大きく貢献をいたしました。当社取締役会は、これらの事情を考慮し、各取締役に対し支給する金銭報酬債権額を決定しました。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役山川善之氏は、響きパートナーズ株式会社代表取締役社長、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所社外取締役、株式会社カイオム・バイオサイエンス社外監査役及びソレイジア・ファーマ株式会社社外監査役であります。当社と響きパートナーズ株式会社、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所、株式会社カイオム・バイオサイエンス及びソレイジア・ファーマ株式会社との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役柴田千尋氏は、公認会計士柴田千尋事務所所長、株式会社クリーマ社外監査役及び株式会社プラップジャパン社外監査役であります。当社と公認会計士柴田千尋事務所、株式会社クリーマ及び株式会社プラップジャパンとの間には特別の関係はありません。
 - ・監査役串田隆徳氏は、令和税理士法人パートナー、株式会社フォーデジット社外取締役及びエッジテクノロジー株式会社社外監査役であります。当社と令和税理士法人、株式会社フォーデジット及びエッジテクノロジー株式会社との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役村井良行氏は、スマートナレッジ代表であります。当社とスマートナレッジの間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| | | 出席状況及び発言状況 |
|-------|---------|--|
| 取締役 | 山川善之 | 当事業年度に開催された取締役会12回全回に出席し、会社経営全般に関して豊富な経験と知見から適宜発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、社外取締役が果たすことが期待される役割を務めております。 |
| 常勤監査役 | 柴 田 千 尋 | 当事業年度に開催された取締役会12回全回及び監査役会12回全回に出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査、コンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 | 串田隆徳 | 当事業年度に開催された取締役会12回全回及び監査役会 12回全回に出席し、公認会計士としての専門的見地から 適宜発言を行っております。また、監査役会において、 当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要 な発言を行っております。 |
| 監査役 | 村井良行 | 当事業年度に開催された取締役会12回全回及び監査役会 12回全回に出席し、適宜発言を行っております。また、 監査役会において、当社の会社経営全般に対してメディ カル業界及び金融業界における経験と知見から適宜、必 要な発言を行っております。 |

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に 定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

名称

太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|---|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 35百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額 | 35百万円 |

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2.監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- 3.当社の重要な子会社のうち、REPROCELL USA Inc.については、Rosen, Sapperstein & Friedlander, LLC、REPROCELL Europe Ltd.については、Welsh Walker LLPの監査を受けております。
- ③ 非監査業務の内容 該当事項はありません。
- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

また、監査役会は会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを 確保するため、行動指針を制定し、これを遵守しております。
 - ・「取締役会規則」を始めとする社内諸規程を制定し、会社の経営組織、 業務分掌及び職務権限等を定め、業務の効率的運営及び責任体制の確立 を図り、これの維持改善に努めております。
 - ・使用人の職務執行の適正性を確保するため、入社時に会社の理念や行動 規範等のオリエンテーションを実施し、入社後も定期的な研修を実施す ることで、維持に努めております。
 - ・内部監査担当部署は、経営管理部に設けられておりますが、内部監査担当者は、社長が直接任命し、内部監査の適切かつ効率的な実施、監査役及び会計監査人との連携に努めております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役会議事録及びその他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報 の取扱いは、取締役会規則、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体 に記録し、適切に保存及び管理しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 経営上のリスクについては、担当部署及び担当取締役がそのリスクの分析、検討を行うほか、必要に応じて、取締役会にて審議を行っており、さ

らに弁護士、公認会計士、弁理士及び社外の研究者等の複数の専門家から、参考とするためのアドバイスを受け、最善と考えられる経営判断を行っております。

また、業務運営上のリスクについては、社会的規範や、法令及び社内規程を遵守するコンプライアンスを徹底するとともに、人々の健康福祉に貢献するという使命感から高い社会的倫理観を持ち事業活動を展開しております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社の取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締 役会を開催しております。取締役4名(うち社外取締役1名)で構成され、 取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会では、当 社の財務状況及び経営課題を迅速に共有するとともに、業務執行及び経営 に関する重要な意思決定を行っております。
- ⑤ 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務 の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの経営の基本方針及び基本ポリシーを具現化し、グループ全体の継続的な企業価値向上を図っていくために、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の最重要課題と位置付け、当社における監督機能、業務執行機能を明確化し、経営における透明性と公正性の向上並びに迅速な意思決定の追求に努めます。

(a) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関 する体制

当社取締役が当社子会社の取締役を兼務することで、当社子会社の取締役等の職務執行の監督を行い、取締役会議事録及び重要事項の報告を義務付ける体制を確保します。

- (b) 当社子会社の損失の危険の管理に関する体制 当社グループを取り巻くさまざまなリスクを把握・管理し、リスクの軽減化を図る体制を確保します。
- (c) 当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループでは、グループ事業計画を策定し、翌期のグループ 全体の重点経営目標及び予算配分を定めます。また、各部門の担当 職務内容及び職務権限を明確にするため、職務分掌及び職務権限に 関する規程を整備するほか、当社グループの取締役の業務執行が効 率的に行われる体制を確保します。

(d) 当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社子会社の取締役等及び使用人の職務執行の適正性を確保するため、入社時に会社の理念や行動規範等のオリエンテーションを実施し、入社後も定期的な研修を実施することで、維持に努めております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役 と協議のうえ、必要に応じて補助使用人を配置することといたします。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人の業務執行者からの独立性及び監査役の補助使用人に対する 指示の実効性を確保するために、補助使用人の属する組織、指揮命令権、 人事評価などは監査役の同意を得るものといたします。

- ⑧ 当社取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制 当社取締役及び使用人が当社グループの経営、業績に重大な影響 を及ぼすおそれのある法律上又は財務上の諸問題、その他著しい損 害を及ぼすおそれのある重要な事実を発見した時は、直ちに監査役 に報告します。
 - (b) 当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社グループの取締役等及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行います。また、当社グループの取締役等及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見し次第、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して報告を行います。

- (c) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に 応じて必要な報告及び情報提供を行っております。
 - ・取締役会、その他重要な社内会議に各監査役が出席し、その際、 各監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、必要な報告及び情 報提供に努めております。
 - ・代表取締役と監査役は定期的に意見交換を行っております。
 - ・監査役会は、会計監査人及び内部監査担当者と積極的に情報交換を行い、効率的な監査環境を整備し、監査の有効性を高める体制を 構築しております。
- ⑨ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの監査役への報告を行った当社グループの取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役等及び使用人に周知徹底します。また、当社グループの取締役等及び使用人が当社監査役に対して直接通報することができることを定めるとともに、当該通報をしたこと自体による不利益取扱いを禁止し、その旨を当社グループの取締役等及び使用人に周知徹底します。

⑩ 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時には、速やかに当該費用又は債務を処理します。また、監査役が職務遂行に必要があると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認めます。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備 当初から内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調 査を実施しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきまし ては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めており ます。なお、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制シ ステムの主な運用状況は以下のとおりであります。

- ・取締役会は、取締役及び社員等が共有する全社的な目標を定めております。また、各担当部署は組織規程、業務分掌規程等に従いその目標達成のため部署ごとの具体的目標及び効率的な達成計画を定め、その進捗状況について定期的に取締役会で報告しております。
- ・取締役会その他重要な会議の議事録は開催ごとに作成・管理され、稟議 書等職務の執行にかかる重要な文書等も適切に管理しております。
- ・取締役会には監査役が出席し、取締役の職務執行等につき意見を述べ、 常に監視できる体制を整えております。また、代表取締役社長は監査役 との間で定期的に意見交換を行っております。
- ・監査役、会計監査人及び内部監査部門は、定期的に意見交換を行い、実 効性のある内部監査の実施を目指しております。
- ・内部監査部門が作成した内部監査計画書に基づき、当社グループの内部 監査を実施いたしました。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値を高め、株主の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は創業以来、株主に対する剰余金配当等を実施しておりません。また、今後も当面は、企業体質の強化及び研究開発活動の継続的な実施に備えた資金の確保を優先し、配当は行わない方針であります。

一方で、株主への利益還元については、当社の重要な経営課題と認識しており、将来的には経営成績及び財政状態を勘案しつつ剰余金配当等を検討する所存であります。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | (単位:十円) 金 額 |
|----------------|-----------|-----------------------|--------------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 5,379,389 | 流動負債 | 827,262 |
| 現金及び預金 | 2,641,976 | 買 掛 金 | 293,225 |
| 売 掛 金 | 347,916 | 1年内返済予定の 長 期 借 入 金 | 80,000 |
| 有 価 証 券 | 2,000,000 | 未 払 金 | 62,688 |
| 商品及び製品 | 80,387 | 未払法人税等 | 5,429 |
| │ 仕掛品 | 34,729 | 契 約 負 債 | 124,315 |
| 原材料及び貯蔵品 | 144,087 | 前 受 金 | 111,386 |
| その他 | 130,303 | 賞与引当金 | 11,856 |
| 貸倒引当金 | △10 | その他 固定負債 | 138,361 17,270 |
| | 2,715,932 | | 9,643 |
| | | 資産除去債務 | 7,627 |
| 有形固定資産 | 97,775 | | · |
| 建物及び構築物 | 50,102 | 負 債 合 計 | 844,533 |
| 機械及び装置 | 28,772 | (純資産の部) | |
| 工具、器具及び備品 | 100,609 | 株主資本 | 7,277,455 |
| 減価償却累計額 | △81,708 | 資 本 金 | 1,715,318 |
| 無形固定資産 | 29,114 | 資本剰余金 | 6,313,474 |
| o h h | 16,278 | 利益剰余金 | △750,421 |
| その他 | 12,836 | 自己株式 | △916 |
| 投資その他の資産 | 2,589,042 | その他の包括利益累計額 その他 有価 証券 | △31,782 |
| | | その他有価証券 評価差額金 | 18,490 |
| 投資有価証券 | 2,540,454 | 為替換算調整勘定 | △50,273 |
| その他 | 78,814 | 新 株 予 約 権 | 5,116 |
| 貸 倒 引 当 金 | △30,226 | 純 資 産 合 計 | 7,250,789 |
| 資 産 合 計 | 8,095,322 | 負債純資産合計 | 8,095,322 |

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

(単位:千円)

| 科目 | | 金 | 額 | | | |
|-----------------|----|-----------|-----------|--|--|--|
| 売 上 高 | | | | | | |
| 製 品 売 上 | 高 | 935,097 | | | | |
| 役 務 収 | 益 | 1,299,471 | 2,234,568 | | | |
| 売 上 原 価 | | | | | | |
| 製品売上原 | 価 | 616,780 | | | | |
| 役 務 原 | 価 | 814,349 | 1,431,130 | | | |
| 売 上 総 利 | 益 | | 803,438 | | | |
| 販売費及び一般管理費 | | | | | | |
| 研 究 開 発 | 費 | 535,287 | | | | |
| その他の販売費及び一般管理 | 里費 | 915,277 | 1,450,565 | | | |
| 営 業 損 | 失 | | 647,127 | | | |
| 営業 外収益 | | | | | | |
| 受 取 利 | 息 | 9,182 | | | | |
| 補 助 金 収 | 入 | 150,943 | | | | |
| 為替差 | 益 | 20,680 | | | | |
| その | 他 | 25,184 | 205,991 | | | |
| 営 業 外 費 用 | | | | | | |
| 支 払 利 | 息 | 342 | | | | |
| 持分法による投資損 | 失 | 54,379 | | | | |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 | 損 | 8,921 | | | | |
| その | 他 | 2,629 | 66,272 | | | |
| 経 常 損 | 失 | | 507,409 | | | |
| 特別損失 | | | | | | |
| 減 損 損 | 失 | 66,535 | 66,535 | | | |
| 税金等調整前当期純損 | 失 | | 573,944 | | | |
| 法人税、住民税及び事業 | 税 | 1,555 | | | | |
| 法 人 税 等 調 整 | 額 | △193 | 1,361 | | | |
| 当期 純 損 | 失 | | 575,306 | | | |
| 非支配株主に帰属する当期純抗 | 員失 | | 211 | | | |
| 親会社株主に帰属する当期純拍 | 員失 | | 575,094 | | | |

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

(単位:千円)

| | | 株 | 主 資 | 本 | |
|------------------------------------|------------|------------|------------|------|-----------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当連結会計年度期首残高 | 6,802,191 | 7,654,059 | △9,031,649 | △915 | 5,423,687 |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | | | △3,185 | | △3,185 |
| 会計方針の変更を反映した 当期首残高 | 6,802,191 | 7,654,059 | △9,034,834 | △915 | 5,420,502 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | |
| 新 株 の 発 行 | 1,215,318 | 1,215,318 | | | 2,430,636 |
| 減 | △6,302,191 | 6,302,191 | | | _ |
| 欠 損 補 填 | | △8,859,508 | 8,859,508 | | _ |
| 親会社株主に帰属する当期 純損失 (△) | | | △575,094 | | △575,094 |
| 自己株式の取得 | | | | △1 | △1 |
| 連結子会社の減少による 非支配株主持分の増減 | | 1,413 | | | 1,413 |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度 変 動 額 (純 額) | | | | | |
| 当連結会計年度変動額合計 | △5,086,873 | △1,340,584 | 8,284,414 | △1 | 1,856,953 |
| 当連結会計年度末残高 | 1,715,318 | 6,313,474 | △750,421 | △916 | 7,277,455 |

| | その他の | の包括利益 | 宝累計額 | | | |
|------------------------------------|-----------------------|--------------|-----------------------|---------|-------|-----------|
| | その他有価 証 券 評価差額金 | 為替換算 調整勘定 | その他の 包括利益 累計額合計 | 非支配株主持分 | 新株予約権 | 純資産合計 |
| 当連結会計年度期首残高 | 33,652 | △72,921 | △39,268 | 6,636 | - | 5,391,055 |
| 会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額 | | | | | | △3,185 |
| 会計方針の変更を反映した 当期首残高 | 33,652 | △72,921 | △39,268 | 6,636 | | 5,387,869 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | | |
| 新 株 の 発 行 | | | | | | 2,430,636 |
| 減 資 | | | | | | _ |
| 欠 損 補 填 | | | | | | _ |
| 親会社株主に帰属する当期 純損失 (△) | | | | | | △575,094 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △1 |
| 非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動 | | | | | | 1,413 |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度 変 動 額 (純 額) | △15,161 | 22,648 | 7,486 | △6,636 | 5,116 | 5,965 |
| 当連結会計年度変動額合計 | △15,161 | 22,648 | 7,486 | △6,636 | 5,116 | 1,862,919 |
| 当連結会計年度末残高 | 18,490 | △50,273 | △31,782 | _ | 5,116 | 7,250,789 |

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

- 1. 継続企業の前提に関する注記 該当事項はありません。
- 2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲に関する事項
 - ・連結子会社の数 5社
 - 主要な連結子会社の名称

REPROCELL USA Inc.

REPROCELL Europe Ltd.

RCパートナーズ株式会社

株式会社MAGiQセラピューティクス

Bioserve Biotechnologies India Pvt. Ltd.

- (2) 持分法の適用に関する事項
 - ・持分法適用の関連会社数 2社
 - 主要な会社等の名称

Cell Innovation Partners, L.P.

Cell Innovation Partners Limited

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

当連結会計年度から、連結子会社であったBiorepository LLC及びFox Chase Bioserve Pvt. Ltd.は、保有する株式を全て売却したため、連結の範囲から除外しております。また、当連結会計年度から、持分法適用関連会社であった株式会社リプロキレートは、保有する株式を全て売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

- (4) 連結子会社の事業年度に関する事項 連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
- (5) 会計方針に関する事項
 - ①重要な資産の評価基準及び評価方法
 - (a) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

市場価格等に基づく時価法を採用しております。 なお、評価差額金は全部純資産直入法により処理していま す。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、債券のうち取得原価と債券金額との差額の性格が金利 の調整と認められるものについては、償却原価法(定額法) により原価を算定しています。

また、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(b) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、原材料

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

(a) 有形固定資産

当社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5~15年 機械及び装置 7~10年 工具、器具及び備品 2~15年

(b) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

のれん 10年

その他の無形固定資産 3~10年

③外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は 損益として処理しております。

④重要な引当金の計上基準

(a) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(b) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上 しております。

⑤収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における 主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常 の時点)は以下のとおりであります。

(a)研究支援事業

研究支援事業は、研究用製品の製造販売、研究受託サービスを実施しております。

·研究用製品

研究用製品では、代理店を通じ大学等の研究機関等、または製薬会社などに対して、培養液、抗体、リプログラミング試薬などiPS細胞の研究に使用される試薬、がん細胞、血液などヒト生体試料の研究用資材、細胞測定機器などの製品及び商品の販売を行っております。

このような製品及び商品の販売については、顧客に引き渡した時点で当該製品及び商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

・研究受託サービス

研究受託サービスは、代理店を通じ大学等の研究機関等、製薬会社などに対して、iPS細胞遺伝子編集や各種分化誘導などの受託サービス、新薬候補化合物の創薬試験受託サービスを提供しております。

これら研究受託サービスについては、履行義務の充足に係る進捗度の見積 り方法について、従来のアウトプット法に基づいた方法からインプット法に 変更しております。

(b)メディカル事業

メディカル事業は、臨床検査受託サービスと新型コロナウイルスPCR検査を 実施しております。

・臨床検査受託サービス

臨床検査受託サービスは、臨床検査機関やクリニックなどに対して、HLA タイピング及び抗HLA抗体検査等の臨床検査受託サービスを提供しております。

HLAタイピング及び抗HLA抗体検査等の臨床検査受託サービスは、検査結果を納品した時点で、支配が顧客に移転し、履行が充足されたとして収益を認識しております。

・新型コロナウイルスPCR検査受託サービス

新型コロナウイルスPCR検査については、個人顧客、法人顧客、契約クリニックに対してPCR検査を提供しております。

新型コロナウイルスPCR検査については、検査結果を顧客が確認できる 状態になった時点で、支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたとして 収益を認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。これにより、役務収益のうちの一部の受託サービスにおける履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法について、従来のアウトプット法に基づいた方法からインプット法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に分けて表示して

おります。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、 前連結会計年度について新たな表示方法により組換えを行っておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用による、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。また、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の当期首残高は3,185千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準等の適用が連結計算書類に与える影響はありません。

4. 重要な会計上の見積りに関する注記

有形固定資産及び無形固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した減損損失の金額

 (単位:千円)

 当連結会計年度

 有形固定資産
 66.535

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、日本、米国、欧州、インドに拠点を有しており、原則として各グループ会社において、研究支援事業とメディカル事業に分けて資産のグルーピングを行っています。事業が計画どおりに進まず、かつ資産グループについて営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている場合等に減損の兆候があると判定されます。

減損の兆候がある場合は、当該資産又は資産グループについて事業計画を基礎とした割引前将来キャッシュ・フローの総額と有形固定資産及び無形固定資産の帳簿価額を比較し減損損失を認識するかどうかの判定を行います。減損が必要と判定された場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。なお、減損損失の認識の判定に利用した将来の事業計画等は、受注状況や再生医療製品の将来における製造販売承認の取得可能性などの重要な仮定を置いて算定されており、不確実性を伴うため、市場環境の変化等により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。また、新型コロナウイルスの影響を会計上の見積りに反映するにあたり、2023年3月期において、事業環境は徐々に通常レベルに戻ってくると仮定して会計上の見積りを行っております。

なお、当連結会計年度においては、当社の連結子会社であるBioserve Biotechnologies India Pvt. Ltd. (インド)が保有する有形固定資産について、同社に係る事業の業績が当初策定した計画を下回って推移している事から減損の兆候があるものと判定しております。その上で、事業計画を基礎とした割引前将来キャッシュ・フローの総額が有形固定資産及び無形固定資産の帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額したため減損損失が発生しております。

- 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記
 - (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 82.270.891株
 - (2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び数 普通株式 33.754株
 - (3) 剰余金の配当に関する事項 該当事項はありません。
 - (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 4,194,000株
- 6. 金融商品に関する注記
 - (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ①金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、短期運用は預金等に限定し、資金調達については金融機関借入や増資による方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについて、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。有価証券は、格付けの高い企業の社債及び信託受益権で、安全性と流動性の高い金融商品であります。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び投資事業有限責任組合等への出資であり、市場価格の変動リスクや発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、定期的にその時価の把握や発行体の決算報告書を入手することで財務状況等を把握し対応しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。買掛金、未払金及び1年内返済予定の長期借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクについては、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません((注)2.参照)。

当連結会計年度(2022年3月31日)

| | 連結貸借対照表 計上額(千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|----------------------|--------------------|-----------|--------|
| 投資有価証券 | 2,051,152 | 2,051,152 | _ |
| 資産計 | 2,051,152 | 2,051,152 | _ |
| 長期借入金 (1年内返済予定含む) | 80,000 | 80,000 | _ |
| 負債計 | 80,000 | 80,000 | _ |

- (注) 1. 「現金及び預金」、「有価証券」、「売掛金」及び「買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注) 2. 以下の非上場株式については、市場価格がなく、「投資有価証券」には含めておりません。また、投資事業組合等への出資については、金融商品時価開示適用指針第24-16項の取扱いを適用し、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分 | 連結貸借対照表計上額(千円) |
|-----------------|----------------|
| 投資事業有限責任組合等への出資 | 215,467 |
| 非上場株式 | 273,833 |

(3)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場に

おいて形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に

関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のイ

ンプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した

時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した

時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

| ₽ /\ | 時価 (千円) | | | | | |
|---------|---------|-----------|------|-----------|--|--|
| 区分 | レベル 1 | レベル 2 | レベル3 | 合計 | | |
| 投資有価証券 | | | | | | |
| その他有価証券 | | | | | | |
| 株式 | 80,852 | _ | _ | 80,852 | | |
| 社債 | _ | 1,970,300 | _ | 1,970,300 | | |
| 資産計 | 80,852 | 1,970,300 | _ | 2,051,152 | | |

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

| 区分 | 時価 (千円) | | | | | |
|----------------------|---------|--------|------|--------|--|--|
| | レベル 1 | レベル2 | レベル3 | 合計 | | |
| 長期借入金 (1年内返済予定含む) | _ | 80,000 | _ | 80,000 | | |
| 負債計 | _ | 80,000 | _ | 80,000 | | |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 減損損失に関する注記

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失 (千円) |
|--|-------|-------------------------|------------------------|
| 本社(神奈川県横 浜市) | 事業用資産 | 建物 工具器具備品 ソフトウェア | 4,152 11,689 527 |
| Bioserve Biotechnologies India Pvt. Ltd. | 事業用資産 | 機械装置 車両運搬具 工具器具備品 | 48,400 131 1,634 |

当社グループは、原則として、事業用資産については各グループ会社を基準として グルーピングを行っています。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 88円11銭

(2) 1株当たりの当期純損失 7円57銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(第15回新株予約権の行使による増資)

2022年4月1日から2022年4月30日までに、第15回新株予約権の一部について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要は次のとおりです。

(1)発行した株式の種類及び株式数

普通株式990,000株

(2) 増加した資本

102,945千円

(3) 増加した資本剰余金

102,945千円

これにより、2022年4月30日現在の普通株式の発行済株式数は83,260,891株、資本金は1,818,263千円、資本剰余金は6,416,420千円となりました。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

| | 研究支援事業 | 報告セグメント メディカル事業 | | 調整額 | 連結計算書類 計上額 |
|---------------|-----------|--------------------|-----------|-----|---------------|
| 売上高 | | | | | |
| 日本 | 395,073 | 853,895 | 1,248,968 | - | 1,248,968 |
| 米国 | 508,851 | - | 508,851 | - | 508,851 |
| 英国 | 400,541 | - | 400,541 | - | 400,541 |
| インド | 76,206 | - | 76,206 | - | 76,206 |
| その他 | - | - | - | - | - |
| 顧客との契約から生じる収益 | 1,380,672 | 853,895 | 2,234,568 | - | 2,234,568 |
| 外部顧客への売上高 | 1,380,672 | 853,895 | 2,234,568 | _ | 2,234,568 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

①研究支援事業

研究支援事業は、研究用製品の製造販売、研究受託サービスを実施しております。

·研究用製品

研究用製品では、代理店を通じ大学等の研究機関等、または製薬会社などに対して、培養液、抗体、リプログラミング試薬などiPS細胞の研究に使用される試薬、がん細胞、血液などヒト生体試料の研究用資材、細胞測定機器などの製品及び商品の販売を行っております。

このような製品及び商品の販売については、顧客に引き渡した時点で当該製

品及び商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

これら販売に関する取引の対価は、契約に従い製品及び商品の引き渡し後、 概ね1~2か月以内に受領しております。

・研究受託サービス

研究受託サービスは、代理店を通じ大学等の研究機関等、製薬会社などに対して、iPS細胞遺伝子編集や各種分化誘導などの受託サービス、新薬候補化合物の創薬試験受託サービスを提供しております。

これら研究受託サービスについては、履行義務の充足に係る進捗度の見積り 方法について、従来のアウトプット法に基づいた方法からインプット法に変更 しております。

研究受託サービスに関する取引の対価は、契約に従い成果物の納品・検収後、概ね1~2か月以内に受領しております。

②メディカル事業

メディカル事業は、臨床検査受託サービスと新型コロナウイルスPCR検査を実施しております。

・臨床検査受託サービス

臨床検査受託サービスは、臨床検査機関やクリニックなどに対して、HLAタイピング及び抗HLA抗体検査等の臨床検査受託サービスを提供しております。

HLAタイピング及び抗HLA抗体検査等の臨床検査受託サービスは、検査結果を納品した時点で、支配が顧客に移転し、履行が充足されたとして収益を認識しております。

これら臨床検査受託サービスに関する取引の対価は、契約に従い成果物の納品・検収後、概ね1~2か月以内に受領しております。

・新型コロナウイルスPCR検査受託サービス

新型コロナウイルスPCR検査については、個人顧客、法人顧客、契約クリニックに対してPCR検査を提供しております。

新型コロナウイルスPCR検査については、検査結果を顧客が確認できる状態になった時点で、支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたとして収益を認識しております。

新型コロナウイルスPCR検査に関する取引の対価は、個人顧客、法人顧客については原則前払いであるため入金時に契約負債として処理し、収益が認識された時点で契約負債を取り崩しております。

契約クリニックに関する取引の対価は、検査結果を顧客が確認できる状態になった月の翌月末までに受領しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

| | 当連結会計年度 (千円) |
|---------------|--------------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 347,916 |
| 契約負債 | 124,315 |

契約負債は、検査結果が確認できる状態になった時点で収益を認識する新型コロナウイルスPCR検査の契約について、先払契約に基づき顧客から受け取った新型コロナウイルスPCR検査の検査料の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当連結会計年度では契約資産は発生しておりません。

11. その他の注記

2020年に始まった新型コロナウイルスの感染拡大は依然続いておりますが、オミクロン株の重症度が以前の変異株に比べて低いこと、また、ワクチン接種も進んできていることから、「ウィズコロナ」に向けて各国とも行動制限措置の緩和を進めております。これらの背景を考慮し、2023年3月期には、徐々に通常レベルに戻ってくると仮定して会計上の見積りを行っております。

ただし、新型コロナウイルス感染症の広がりや影響度等の見積りは不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

| 科目 | 金 額 | 科目 | 金 額 |
|------------|-----------|-----------------------|----------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 4,869,474 | 流動負債 | 623,378 |
| 現金及び預金 | 2,409,765 | 買 掛 金 | 236,210 |
| 売 掛 金 | 203,292 | 1年内返済予定の 長 期 借 入 金 | 80,000 |
| 有 価 証 券 | 2,000,000 | 未 払 金 | 53,556 |
| 商品及び製品 | 55,178 | 未 払 費 用 | 11,085 |
| 仕 掛 品 | 23,049 | 未払法人税等 | 5,163 |
| 原材料及び貯蔵品 | 88,041 | 契 約 負 債 | 124,315 |
| 前 渡 金 | 10,299 | 前 受 金 | 98,661 |
| 前払費用 | 63,435 | 預り金 | 2,528 |
| 13 32. //3 | | 賞与引当金 | 11,856 |
| 未 収 入 金 | 4,285 | 固 定 負 債 | 1 7,270 |
| その他 | 12,126 | 繰延税金負債 資産除去債務 | 9,643 7,627 |
| 固定資産 | 3,320,112 | 負 債 合 計 | 640,649 |
| 有形固定資産 | 63,830 | (純資産の部) | 040,049 |
| 建物 | 42,468 | 株主資本 | 7,517,700 |
| 工具、器具及び備品 | 89,143 | 資 本 金 | 1,715,318 |
| 減価償却累計額 | △67,781 | 資 本 剰 余 金 | 6,343,572 |
| 無形固定資産 | 12,836 | 資本準備金 | 6,343,572 |
| そ の 他 | 12,836 | 利益剰余金 | △540,274 |
| 投資その他の資産 | 3,243,445 | その他利益剰余金 | △540,274 |
| | | 繰越利益剰余金 | △540,274 |
| 投資有価証券 | 2,421,303 | 自己株式 | △916 |
| 関係会社株式 | 559,078 | 評価・換算差額等 | 26,120 |
| 関係会社長期貸付金 | 162,390 | その他有価証券 評 価 差 額 金 | 26,120 |
| 関係会社長期未収入金 | 57,579 | 新 株 予 約 権 | 5,116 |
| その他 | 43,093 | 純 資 産 合 計 | 7,548,937 |
| 資 産 合 計 | 8,189,586 | 負債純資産合計 | 8,189,586 |

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

(単位:千円)

| | 4.4 | | | | (本匹・111) |
|----|-------|---------------|------|---------|-----------|
| | 科 | 目 | | 金 | 額 |
| 売 | 上 | 高 | | | |
| | 製 品 | 売 上 | 高 | 374,390 | |
| | 役 務 | 収 | 益 | 909,865 | 1,284,256 |
| 売 | 上 | 原 価 | | | |
| | 製 品 | 売 上 原 | 価 | 271,325 | |
| | 役 務 | 原 | 価 | 610,995 | 882,321 |
| | 売 上 | 総利 | 益 | | 401,935 |
| 販売 | 売費及び一 | 般管理費 | | | |
| | 研 究 | 開 発 | 費 | 410,234 | |
| | その他の販 | 売費及び一般 | 管理費 | 462,548 | 872,783 |
| | 営 業 | 損 | 失 | | 470,848 |
| 営 | 業外 | 収 益 | | | |
| | 受 取 | 利 | 息 | 1,733 | |
| | 為替 | 差 | 益 | 33,661 | |
| | 有 価 | 証 券 利 | 息 | 8,797 | |
| | 補 助 | 金 収 | 入 | 95,720 | |
| | そ | \mathcal{O} | 他 | 21,768 | 161,680 |
| 営 | 業外 | 費用 | | | |
| | 支 払 | 利 | 息 | 319 | |
| | 投資事 | 業組合運 | 用 損 | 65,670 | |
| | 有 価 証 | 券 売 # | 印 損 | 6,640 | |
| | そ | \mathcal{O} | 他 | 36 | 72,668 |
| | 経 常 | 損 | 失 | | 381,835 |
| 特 | 別 | 損 失 | | | |
| | 関係会 | 社 株 式 評 | 価 損 | 142,014 | |
| | 減 損 | 損 | 失 | 16,369 | 158,383 |
| | 税 引 前 | 当 期 純 | 損失 | | 540,219 |
| | 法人税、任 | 主民税及び事 | 事業 税 | 1,246 | |
| | 法 人 税 | 等調 舞 | 整 額 | △193 | 1,053 |
| | 当 期 | 純 損 | 失 | | 541,272 |

⁽注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

(単位:千円)

| | | | 株 | 主 | 資 | 本 | | |
|----------------------------------|------------|------------|----------------|------------|------------------------|------------|------|-------------|
| | | | 資本剰余金 | | 利益乗 | 削余金 | | |
| | 資 本 金 | 資本準備金 | そ の 他 資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益 剰 余 金 繰越利益 | 利益剰余金 計 | 自己株式 | 株主資本 合 計 |
| | | | | | 剰 余 金 | | | |
| 当期首残高 | 6,802,191 | 7,238,848 | 446,722 | 7,685,570 | △8,859,508 | △8,859,508 | △915 | 5,627,339 |
| 会計方針の変更に よる累積的影響額 | | | | | 998 | 998 | | 998 |
| 会計方針の変更を 反 映 し た 当 期 首 残 高 | 6,802,191 | 7,238,848 | 446,722 | 7,685,570 | △8,858,509 | △8,858,509 | △915 | 5,628,338 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 1,215,318 | 1,215,318 | | 1,215,318 | | | | 2,430,636 |
| 減 資 | △6,302,191 | △2,110,594 | 8,412,786 | 6,302,191 | | | | _ |
| 欠 損 補 填 | | | △8,859,508 | △8,859,508 | 8,859,508 | 8,859,508 | | _ |
| 当期純損失 (△) | | | | | △541,272 | △541,272 | | △541,272 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △1 | △1 |
| 株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額) | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | △5,086,873 | △895,276 | △446,722 | △1,341,998 | 8,318,235 | 8,318,235 | △1 | 1,889,362 |
| 当期末残高 | 1,715,318 | 6,343,572 | = | 6,343,572 | △540,274 | △540,274 | △916 | 7,517,700 |

| | 評価・換算 | 草差額等 | | |
|----------------------------------|-----------------------|----------------|-------|-----------|
| | その他有価 証券評価差 額 金 | 評価・換算 差額等合計 | 新株予約権 | 純資産合 計 |
| 当期首残高 | 40,554 | 40,554 | - | 5,667,893 |
| 会計方針の変更に よる累積的影響額 | | | | 998 |
| 会計方針の変更を 反 映 し た 当 期 首 残 高 | 40,554 | 40,554 | | 5,668,892 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | | | | 2,430,636 |
| 減 資 | | | | 1 |
| 欠 損 補 填 | | | | 1 |
| 当期純損失 (△) | | | | △541,272 |
| 自己株式の取得 | | | | △1 |
| 株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額) | △14,433 | △14,433 | 5,116 | △9,317 |
| 当期変動額合計 | △14,433 | △14,433 | 5,116 | 1,880,045 |
| 当期末残高 | 26,120 | 26,120 | 5,116 | 7,548,937 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

- 1. 継続企業の前提に関する注記 該当事項はありません。
- 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

市場価格等に基づく時価法を採用しております。

なお、評価差額金は全部純資産直入法により処理しています。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、債券のうち取得原価と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法(定額法) により原価を算定しております。

また、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、原材料

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産

当社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8~15年 工具、器具及び備品 2~15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(3~5年)、特許権については主として3年で償却しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- (4) 引当金の計上基準
- ①貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を 計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における 主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常 の時点)は以下のとおりであります。

(a)研究支援事業

研究支援事業は、研究用製品の製造販売、研究受託サービスを実施しております。

·研究用製品

研究用製品では、代理店を通じ大学等の研究機関等、または製薬会社などに対して、培養液、抗体、リプログラミング試薬などiPS細胞の研究に使用される試薬、がん細胞、血液などヒト生体試料の研究用資材、細胞測定機器などの製品及び商品の販売を行っております。

このような製品及び商品の販売については、顧客に引き渡した時点で当該製品及び商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

・研究受託サービス

研究受託サービスは、代理店を通じ大学等の研究機関等、製薬会社などに対して、iPS細胞遺伝子編集や各種分化誘導などの受託サービス、新薬候補化合物の創薬試験受託サービスを提供しております。

これら研究受託サービスについては、履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法について、従来のアウトプット法に基づいた方法からインプット法に変更しております。

(b)メディカル事業

メディカル事業は、臨床検査受託サービスと新型コロナウイルスPCR検査を 実施しております。

・臨床検査受託サービス

臨床検査受託サービスは、臨床検査機関やクリニックなどに対して、HLA タイピング及び抗HLA抗体検査等の臨床検査受託サービスを提供しております。

HLAタイピング及び抗HLA抗体検査等の臨床検査受託サービスは、検査結果を納品した時点で、支配が顧客に移転し、履行が充足されたとして収益を認識しております。

・新型コロナウイルスPCR検査受託サービス

新型コロナウイルスPCR検査については、個人顧客、法人顧客、契約クリニックに対してPCR検査を提供しております。

新型コロナウイルスPCR検査については、検査結果を顧客が確認できる 状態になった時点で、支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたとして 収益を認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。これにより、役務収益のうちの一部の受託サービスにおける履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法について、従来のアウトプット法に基づいた方法からインプット法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「その他」 は、当事業年度より「契約負債」及び「その他」に分けて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用による、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。また、当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の当期首残高は998千円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準等の適用が計算書類に与える影響はありません。

4. 重要な会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した関係会社株式評価損の金額

(単位:千円)

| | 当事業年度 |
|-----------|---------|
| 関係会社株式評価損 | 142,014 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 当社は、子会社5社及び関連会社1社の株式を保有しております。

これらの関係会社株式は市場価格のない株式等であり、取得原価をもって貸借 対照表価額としています。

関係会社株式の実質価額が取得価額の50%以上下落するなど、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下していると判断される場合には、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるかどうか等を考慮したうえで、必要と認められる金額について減損処理を行っています。なお、関係会社の実質価額の回復可能性は将来の事業計画を基礎として見積っており、受注状況や売上の伸長率などの重要な仮定を置いて算定されており、不確実性を伴うため、将来、投資先の業績不振により、評価損の計上が必要になる場合があります。また、新型コロナウイルスの影響を会計上の見積りに反映するにあたり、2023年3月期において、事業環境は徐々に通常レベルに戻ってくると仮定して会計上の見積りを行っております。

5. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 37,623千円 短期金銭債務 5,429千円 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 仕入高 営業取引以外の取引高 35,287千円 51,587千円 5,599千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 33,754株

- 8. 収益認識に関する注記
 - (1) 顧客との契約から生じる収益理解するための基礎となる情報 顧客との契約から生じる収益理解するための基礎となる情報は、連結注記表に同一 の内容を記載しているため、注記を省略しております。
- 9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

| 繰延税金資産 | (単位:千円) |
|-----------|------------|
| 賞与引当金 | 3,628 |
| 未払事業税 | 1,198 |
| 資産除去債務 | 2,334 |
| 棚卸資産評価損 | 845 |
| 繰越欠損金 | 803,989 |
| 関係会社株式評価損 | 1,732,239 |
| その他 | 8,032 |
| 繰延税金資産小計 | 2,552,268 |
| 評価性引当額 | △2,552,268 |
| 繰延税金資産合計 | _ |

| 繰延税金負債 | (単位:千円) |
|-----------------|---------|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △218 |
| その他有価証券評価差額金 | △9,424 |
| 繰延税金負債合計 | △9,643 |
| 繰延税金負債の純額 | △9,643 |

- 10. 1株当たり情報に関する注記
 - (1) 1株当たりの純資産額 91円73銭
 - (2) 1株当たりの当期純損失 7円13銭
- 11. 重要な後発事象に関する注記

(第15回新株予約権の行使による増資)

2022年4月1日から2022年4月30日までに、第15回新株予約権の一部について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要は次のとおりです。

(1) 発行した株式の種類及び株式数 普通株式990.000株

(2) 増加した資本 102.945千円

(3) 増加した資本準備金 102.945千円

これにより、2022年4月30日現在の普通株式の発行済株式数は83,260,891株、資本金は1.818.263千円、資本準備金は6.446.518千円となりました。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社リプロセル 取締役会 御中

太陽有限責任監査法人東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柳 下 敏 男 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 大 介 印 業務執行社員 公認会計士 山 田 大 介 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リプロセルの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リプロセル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の 過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識 との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にそ の他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を 作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められ る企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事 項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正 又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書 において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、 不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用 者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われ た会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書しまでに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の 実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に 関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる 事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容 について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社リプロセル 取締役会 御中

太陽有限責任監査法人東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柳 下 敏 男 (印) 業務執行社員 指定有限責任社員 ıΠ \mathbf{H} 大 介 (印) 公認会計士 業務執行計員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リプロセルの2021年4月1日から2022年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務 の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又 は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書に おいて独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正 又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意 思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われ た会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の 実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に 関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる 事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容 について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に 違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

株式会社リプロセル 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 柴 田 千 尋 印

社 外 監 査 役 串 田 隆 徳 印

社外監査役村井良行⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を 定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項 のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲 を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更 案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 | 更 | 案 |
|---------------------|---|-------|---|
| (株主総会参考書類等のインターネット開 | | | |
| <u>示とみなし提供)</u> | | | |
| 第14条 当会社は、株主総会の招集に関 | | (削 除) |) |
| し、株主総会参考書類、事業報 | | | |
| 告、計算書類および連結計算書類 | | | |
| に記載または表示をすべき事項に | | | |
| 係る情報を、法務省令に定めると | | | |
| ころに従いインターネットを利用 | | | |
| する方法で開示することにより、 | | | |
| 株主に対して提供したものとみな | | | |
| <u>すことができる。</u> | | | |

| 現 | 行 | 定 | 款 | 3 | 変 | 更 | 案 |
|---|---------|----|---|----------|---|----------------|--------------------------|
| | | | | _(電子提 | 是供措置等) | | |
| | (新 | 設) | | 第14条 | 当会社は | 、株主総 | 会の招集に際 |
| | | | | | し、株主 | 総会参考 | 書類等の内容で |
| | | | | | ある情報 | について | 電子提供措置を |
| | | | | | <u>とる。</u> | | |
| | | | | <u>2</u> | 当会社は、 | 、電子提 | 供措置をとる事 |
| | | | | | | | で定めるものの |
| | | | | | | | ついて、議決権 |
| | | | | | | | 面交付請求をし |
| | | | | | | | 付する書面に記 |
| | | | | | | とを要し | <u>、ないものとす</u> |
| | / day== | \ | | (8(15-1) | <u>る。</u> | | |
| | (新 | 設) | | (附則) | | → (B ///) - B | 7 1. 5 (77) F (# m) |
| | ([| | | | | | する経過措置) |
| | (新 | 設) | | 第1条 | 2-14/ -4/1/ | | 株主総会参考書 |
| | | | | | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | | ット開示とみな |
| | | | | | | | 3よび変更案第 計置等)の新設 |
| | | | | | | | <u>国直寺)の新政</u> 日から効力を |
| | | | | | <u>は、2022</u> 生ずるも | | |
| | | | | 2 | | | <u>-</u> わらず、2022 |
| | | | | | | | <u> </u> |
| | | | | | | | る株主総会につ |
| | | | | | | | 条(株主総会参 |
| | | | | | | - 47 77 17 | ーネット開示と |
| | | | | | | | なお効力を有す |
| | | | | | る。 | | |
| | | | | 3 | | 定は、20 |)22年9月1日 |
| | | | | _ | <u>から</u> 6か | 月を経過 | した日または前 |
| | | | | | 項の株主 | 総会の日: | から3か月を経 |
| | | | | | 過した日 | のいずれ | か遅い日後にこ |
| | | | | | れを削除 | する。 | |

第2号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

当社は、当事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額540,274,052円を計上するに至っております。

つきましては、この欠損金を填補し財務体質の健全化を図るとともに、早期に配当を実施できる体制の実現を目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、これをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、本議案は、発行済株式総数を変更せず、資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様が所有する株式数に影響を与えるものではございません。また、当社の純資産額にも変更はありませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものではございません。

- 1. 資本準備金の額の減少の内容
- (1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額6,343,572,556円のうち540,274,052円を減少し、同額をその他 資本剰余金に振り替えます。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日 2022年8月5日を予定しております。

2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金を含むその他資本剰余金540,274,052円を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額 その他資本剰余金 540,274,052円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額繰越利益剰余金 540,274,052円

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員(4名)は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む取締役4名の選任をお願いするものであります。 取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者 番号 | (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当 社 の 株 式 数 |
|--------|--------------------------|---|------------------------|
| 1 | 横 山 周 空 (1968年4月20日) | 1996年 4 月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 1997年 8 月 住友スリーエム株式会社入社 2004年 7 月 当社入社 2004年10月 当社 取締役就任 2005年11月 当社 代表取締役社長就任(現任) 2014年 2 月 RCパートナーズ株式会社 代表取締役就任(現任) 2016年 7 月 REPROCELL Europe Ltd. Chairman, Director就任(現任) 2016年 9 月 REPROCELL USA Inc. Chairman, Director就任(現任) 2019年 6 月 株式会社MAGiQセラピューティクス代表取締役就任(現任) 2020年10月 Bioserve Biotechnologies India Pvt.Ltd. Chairman, Director就任(現任) | 1,014,950株 |
| 2 | 臼 井 大 祐 (1973年10月21日) | 1997年 5 月 日本油脂株式会社入社 2003年10月 HOYA株式会社入社 2015年 9 月 当社入社 2016年 6 月 当社 取締役就任(現任) RCパートナーズ株式会社取締役就任(現任) 2016年 7 月 REPROCELL Europe Ltd. Director就任(現任) 2016年 9 月 REPROCELL USA Inc. Director就任(現任) 2019年12月 株式会社MAGiQセラピューティクス 取締役就任(現任) 2020年11月 当社COO就任(現任) 2020年12月 Bioserve Biotechnologies India Pvt.Ltd. Director就任(現任) | 134,000株 |

| 候補者 番号 | が 名 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、 | 当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当 社 の 株 式 数 |
|--------|--|--|--|------------------------|
| 3 | ^{あか} 野 滋 友 大 (1982年1月28日) | 2012年2月2012年2月2013年9月2020年11月2021年3月 | 松下電器産業(現パナソニック株式会社)入社 あらた監査法人(現PwCあらた有限責任監査法人)入所 USCPA(ワシントン州)登録 公認会計士登録 当社 入社 経営管理部ジェネラルマネージャー兼CFO就任 株式会社MAGiQセラピューティクス 監査役就任(現任) 当社 取締役CFO就任(現任) | 20,000株 |
| 4 | *** かか よし ゆき 山 川 善 之 (1962年8月21日) | 1986年 4 月 1995年 9 月 2001年 9 月 2004年 9 月 2006年12月 2007年 6 月 2008年 6 月 2010年 3 月 2014年 2 月 2015年 5 月 2019年 3 月 | 日本生命保険相互会社入社 イノテック株式会社入社 企画室 長就任 株式会社そーせい(現そーせいグ ループ株式会社)入社 経営企画 部長就任 同社 代表取締役副社長就任 響きパートナーズ株式会社設立 代表取締役社長就任(現任) 株式会社ユナイテッドアローズ 社外監査役就任 当社 社外取締役就任(現任) 株式会社デ・ウエスタン・セラピ テクス研究所 社外取締役就任 (現任) 株式会社アドベンチャー 社外監査役就任 プレシジョン・システム・サイエ ンス株式会社 社外監査役就任 株式会社カイオム・バイオサイエ ンス 社外監査役就任(現任) ソレイジア・ファーマ株 社外監査役就任(現任) | 50,000株 |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

- 2. 山川善之氏は、社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした 理由及び期待される役割の概要は、会社経営全般に関して豊富な経験を有して おり、その経歴と経験を活かして当社の経営全般に助言をいただくことで、在 任期間中の当社の経営体制がさらに強化できるものと判断されることにあり、 それゆえに選任をお願いするものであります。
- 3. 山川善之氏は、現に当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって14年となります。
- 4. 当社は、山川善之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
- 5. 当社は、山川善之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出て おります。
- 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役及び監査役が負担することとなる損害賠償や争訟費用等を当該保険契約によって補填することとしております。候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役柴田千尋氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、 監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者山﨑暢久氏は監査役柴田千尋氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は、次のとおりであります。

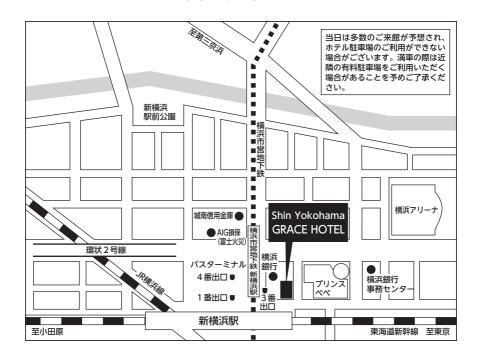
| (生年月日) | 略歴 (重要な兼職の状況) | 所有する 当 社 式 株 式 数 |
|--|---|------------------------|
| ** ざき のぶ ひき 山 崎 暢 久 (1954年1月30日) | 1976年4月 協和発酵工業株式会社(現協和キリン株式会社)入社 2009年4月 協和発酵キリン株式会社(現協和キリン株式会社) 執行役員 2014年3月 同社 監査役 2018年6月 株式会社旅工房 社外監査役(2022 年6月退任予定) 2019年3月 株式会社ルックホールディングス 社 外監査役(現任) | 一株 |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 山﨑暢久氏は社外監査役候補者であります。
 - 3. 山﨑暢久氏を社外監査役候補者とした理由は、製薬業界及び企業法務 に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを当社の社外 監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。
 - 4. 山﨑暢久氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。
 - 5. 山﨑暢久氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
 - 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役及び監査役が負担することとなる損害賠償や争訟費用等を当該保険契約によって補填することとしております。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場:神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目6番15号 新横浜グレイスホテル 7階 リディア TEL 045-474-5111



ご利用いただく交通機関

JR各線・市営地下鉄 新横浜駅より徒歩3分

駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は ご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

